

NISA口座保有金融機関の確認方法と 金融機関変更の手続き方法

NISA 口座は一人 1 口座のみ保有可能です。
他金融機関で NISA 口座を保有している場合 ^{*1}、
新しい金融機関で NISA 口座を利用するには、NISA 口座の金融機関変更が必要です！

^{*1} 他金融機関で2018年以降にNISA口座をすでに開設しているお客さま

□ NISA口座を保有している金融機関の確認方法

方法 1 e-Tax を利用して確認

STEP1～STEP3の手順にて「営業所名称」、「開設状況」、「変更/廃止年月日」がご確認いただけます ^{*2}

^{*2} e-Taxの利用者識別番号を所有している、かつ、マイナンバーを記載した申告書等を税務署へ提出したことがある方

STEP1 以下a、bいずれかの方法でログイン

a e-Taxにマイナンバーカードでログイン

b マイナポータル「もっとつながる」機能を利用し、e-Taxと連携

e-Taxはこちら



STEP2 TOP画面より、「マイページ」をクリック

STEP3 各税目に関する情報の「NISA」をクリック

方法 2 最寄りの税務署に確認

本人確認書類と印鑑を持参のうえ、「非課税口座の開設金融機関に関する確認依頼書」^{*3}を記入し、提出していただくことで、ご確認いただけます

^{*3} お手続きの詳細は最寄りの税務署へご確認ください

方法 3 お取引している金融機関にお問合わせ確認

お問合わせをされた金融機関でのNISA口座の保有有無が確認できます ^{*4}
他金融機関で保有している場合は、その金融機関の特定はできません

^{*4} 問合わせた金融機関でNISA口座が閉鎖済みであることを確認できた場合でも、別の金融機関では開設されている可能性もございます。
金融機関の特定が困難な場合は、方法1または2での確認をご検討ください

□ 他社から当社への金融機関変更の手続き

STEP1	STEP2	STEP3	STEP4	STEP5
変更前 金融機関にて 変更手続き*5	当社に 必要書類の 請求	当社に 必要書類を 提出	当社より 税務署へ 開設申請	金融機関 変更の完了

*5 変更前金融機関より、「勘定廃止通知書」または「非課税口座廃止通知書」をお受け取りください

金融機関変更に関するポイント

- ① 変更前金融機関にてNISA口座で購入した商品は、変更前金融機関のNISA口座で継続保有することが可能です *6
*6 非課税口座を廃止する場合は継続保有はできません
- ② 変更前金融機関のNISA口座で保有している商品は、変更後金融機関のNISA口座に移管することはできません
- ③ NISA口座で商品を購入した年の金融機関変更はできません

NISAについて

- ・同一銘柄でNISA口座のつみたて投資枠・成長投資枠、および課税口座を同時にお申込みいただくことができます。
- ・「つみたて投資枠」は、1ヶ月あたりの購入金額上限は10万円です。また、年の途中から積立を開始した場合でも、1ヶ月あたりの購入金額上限は10万円となります。
- ・ある月における買付けで成長投資枠の上限を超えてしまうような場合は、成長投資枠分を使い切るように買付けた後、残りは課税口座で買付けることとなります(翌年は、翌年の成長投資枠を使用して非課税での買付けが再スタートします)。
- ・上記の成長投資枠を超えてしまうようなケースで、かつ、複数銘柄を同時にお買付けの場合、予め定められた優先順位にしたがって買付けの処理が行われますので、ご注意ください。この結果、成長投資枠内でお買付けできなかった金額分については、課税口座でのお買付けとなります。
- ・「投信積立」を利用してNISA口座で買付けた投資信託の分配金は再投資されず、一律「金銭支払い」となります。

有価証券のリスク・手数料について

- 当社取扱商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等(株式取引の場合は約定金額に対して最大1.43%〈税込み〉、193,000円以下の場合は、最大2,750円〈税込み〉の委託手数料、投資信託の場合は銘柄ごとに設定された販売手数料および信託報酬等の諸経費、等。債券を購入する場合は、購入対価のみお支払いいただきます。)をご負担いただく場合があります。また、各商品等には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。● 商品ごとに手数料等およびリスクは異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書またはお客さま向け資料等をよくお読みください。
- 本資料は参考情報の提供を目的としたものです。投資の最終決定はお客さまご自身の判断でなさるようお願いいたします。

お手続き方法については、お取引店にお問合わせください